

審査基準（公表用）

所管部（局）・課（室）健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令の番号	平成9年法律第123号					
許認可等の種類	介護老人保健施設の管理医師の承認	根拠条項	第95条第1項					
審査基準	<p>医療保険各法による保険診療が適切に行われると認められ、かつ、老人の保健医療に関し相当の知識、経験及び熱意を有し介護老人保健施設の管理者としてふさわしいと認められる医師であって、次の各号のいずれにも該当する医師でないこと。</p> <p>医師法（昭和23年法律第201号）第7条第2項の規定により医業の停止を命ぜられ、医業停止の期間終了後2年を経過しない者</p> <p>介護保険法第102条の規定により、介護老人保健施設の管理者として変更を命ぜられ、変更された後2年を経過しない者</p> <p>医療法（昭和23年法律第205号）第28条の規定により、病院又は診療所の管理者として変更を命ぜられ、変更された後2年を経過しない者</p> <p>健康保険法（大正11年法律第70号）第81条の規定により保険医の登録を取り消され2年を経過しない者</p>							
受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間	14日	目次 NO
						標準経由期間	日	